

## 高市政権の総合経済対策のポイント

令和7年11月21日に閣議決定された『「強い経済」を実現する総合経済対策』は、日本経済を長期にわたる「デフレ・コストカット型経済」から新たな「成長型経済」へと移行させることを目指すべき方向としています。総事業規模で40兆円を超える大規模なものが、その恩恵を中小企業・小規模事業者や地方にまで行き渡らせることを目指しています。

政府は、中小企業・小規模事業者に対する賃上げ環境の整備や稼ぐ力の強化に重点を置いており、中小企業の経営に直結する支援策が多く含まれています。

今回は、『「強い経済」を実現する総合経済対策』の中から、中小企業経営者に影響のある、コスト削減や資金繰り、経営改善に関わる具体的な支援策を、分かりやすく解説します。

### ■コスト削減に直結する支援策

今回の対策では、特にエネルギーコストの直接的な軽減措置が盛り込まれています。

#### 1. 電気・ガス料金の負担軽減

電力消費がピークとなる寒さの厳しい冬の間（'26年1~3月）にかけて、電気代とガス代の負担軽減策を実施。

- ・電気料金（高圧契約を含む事業者向け）
  - ・低圧契約: ▲4.5円/kWh | 高圧契約: ▲2.3円/kWh
  - ・都市ガス料金（年間契約量1,000m<sup>3</sup>未満の企業等）
    - ・▲18円/m<sup>3</sup>

#### 2. 燃料油価格の安定化

ガソリン・軽油の当分の間税率（いわゆる暫定税率）廃止に向け、ガソリンについては、12月11日に暫定税率廃止と同水準の25.1円まで補助金（定額引下げ措置）を引き上げる。

暫定税率廃止の影響を受ける事業者への支援として「重点支援地方交付金」やその他各業種向けの施策を活用して行う。

#### 3. 重点支援地方交付金による地域独自の支援

地方自治体が地域の実情に応じて行う物価高対策を支援するため、「重点支援地方交付金」が拡充。

### ■価格転嫁と生産性向上支援

賃上げ促進税制を活用できない赤字の中小企業・小規模事業者が賃上げを可能とする環境整備のため、価格転嫁対策の徹底や稼ぐ力の強化、省力化投資支援等に加え、「重点支援地方交付金」の拡充を通じて、中小企業・小規模事業者が賃上げや設備投資に踏み出せる環境を整備する。

#### 1. 公正な取引と価格転嫁の徹底

##### ■官公需（公共調達）における価格転嫁

- ・国や自治体が発注する請負契約について、物価上昇を踏まえた単価の見直しを行う。
- ・最低賃金やエネルギー代金の値上がりへの対応のため、労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応。
- ・「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の徹底

#### ■取引適正化

- ・「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の改正。
- ・中小企業受託取引適正化法等の厳正な執行や、全国330名体制の「下請Gメン」等を通じた取引実態の把握を強化。

### 2. 賃上げと生産性向上への直接支援

#### ■業務改善助成金

最低賃金の引き上げに対応し、賃上げと設備投資等を行う中小企業に対し、最大600万円支援。

#### ■重点支援地方交付金による支援

賃上げ促進税制を活用できない赤字の中小企業や農林水産業者も対象とした賃上げ支援メニューが追加

### ■未来に向けた成長投資と資金繰り支援

デフレ脱却のためには、企業の体質強化と持続的な成長を後押しする「成長投資」が不可欠。

#### 1. 人手不足対策としての省力化投資

##### ・「省力化投資促進プラン」の実行

人手不足感の強い12業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業）+警備業などを対象に、生産性向上のための設備投資・省力化投資を強化。デジタル化や設備投資支援を拡充。

#### 2. プッシュ型伴走支援体制の強化

・中小企業が成長や生産性向上への「気づき」を得て投資に踏み出せるよう、よろず支援拠点に「生産性向上支援センター（仮称）」が設置され、プッシュ型（企業に寄り添う）の伴走支援体制を整備。

#### 3. 資金調達・事業再生支援の強化

##### ・予兆管理を強化するための信用保証制度を新設

地域金融機関や信用保証協会、土業等と連携し、企業の「予兆管理」を強化するための信用保証制度が新設。これにより、早期に経営課題を察知し対策を打つ。

##### ・セーフティネット貸付の拡充

米国関税の影響を受ける中小企業等に対し、日本政策金融公庫等によるセーフティネット貸付について、売上高又は利益率が5%以上減少した事業者への一定の金利引下げを行う等の措置を実施。

##### ・経営改善・事業再生・再チャレンジを支援

再生支援が必要な企業等の経営資源の集約化や再生支援の規律強化を含めて、中小企業活性化協議会の体制及び支援策の強化や経営改善サポート保証等の活用を促進する。

以上が主な概要です。

この施策を最大限に活用し、安定した経営基盤を構築するためには、資金繰り管理や金融機関との良好な取引関係など財務・金融面での計画的な実行が重要です。

弊社は、そうしたご支援を得て得意としていますので、お気軽にご相談下さい。